

改正

平成21年4月1日要綱第137号

平成27年4月1日要綱第111号

平成27年7月17日要綱第156号

平成28年3月30日要綱第31号

平成29年1月26日要綱第1号

令和6年3月27日要綱第88号

立川市細街路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力に基づき推進する細街路及び角敷地の拡幅整備に関し、必要な事項を定め、もって安全で快適な災害に強い住環境を備えたまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 細街路 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路（以下「2項道路」という。）

イ 市長が特に拡幅整備を要すると認めて指定した幅員4メートル未満の道路（以下「市長指定道路」という。）

(2) 後退用地 既存の道路の境界線と2項道路の境界線とみなした線又は市長指定道路の拡幅整備計画線との間にある土地をいう。

(3) 隅切り用地 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定により角敷地の建築制限を受ける部分の土地をいう。

(4) 建築主 細街路に接する土地に所有権を有する者で、当該土地に建築物を建築しようとするものをいう。この場合において、その代理人を含む。

(5) 権利者 後退用地又は隅切り用地（以下「後退用地等」という。）に所有権を有する者で、建築主以外の者をいう。この場合において、その代理人を含む。

(対象)

第3条 拡幅整備の対象となるのは、立川市道及び立川市が管理する道路の細街路及び角敷地とする。

(事前協議)

第4条 建築主が、法第6条（法第88条において準用する場合を含む。）の規定により建築確認の申請をする場合において、当該建築物が拡幅整備の対象となる細街路に接するときは、細街路拡幅整備協議書（第1号様式）により、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議があったときは、市長は、細街路拡幅整備協議書（回答）（第2号様式）により回答するものとする。

3 権利者が拡幅整備の対象となる後退用地等を整備しようとする場合又は市長が特に必要と認めた場合については、前2項の規定を準用する。

(後退用地等の寄附等)

第5条 建築主又は権利者は、前条の規定に基づき細街路又は角敷地の拡幅整備について協議が成立し、後退用地等の寄附又は無償使用の承諾（以下「寄附等」という。）をしようとする場合は、次の各号に掲げる手続を行うものとする。

(1) 寄附 立川市道路敷地寄附取扱要綱（昭和59年立川市要綱第4号）第4条の規定に基づき道路敷地寄附申請書を提出すること。

(2) 無償使用の承諾 当該後退用地等の測量及び分筆登記をした後、後退用地等無償使用承諾書（第3号様式）を提出すること。

2 前項第1号に掲げる手続を行ったときは、立川市道路敷地寄附取扱要綱第5条の規定にかかわらず、市が寄附に要する測量及び分筆登記の費用を負担できるものとする。ただし、細街路又は角敷地の拡幅整備についての協議前に既に測量又は分筆登記を行ったものについては、この限りでない。

(後退用地等の整備)

第6条 市は、前条の規定により寄附等を受けた後退用地等について、整備を行うものとする。

(市税の減免等)

第7条 建築主又は権利者は、寄附等を行った後退用地等の市税について、減免手続を行うものとする。

2 市は、前項の規定による手続が円滑に行われるよう協力するものとする。

(区域編入)

第8条 市は、寄附等を受けた後退用地等について、速やかに市道の区域に編入するものとする。

(後退用地等の管理)

第9条 市は、寄附等に基づき整備された後退用地等について、維持管理を行う。

(適用除外)

第10条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、適用しない。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体

(2) 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成5年立川市要綱第5号）第3条の規定による適用範囲のもの

(代理人による申請)

第11条 代理人が、この要綱に定める協議又は承諾をするときは、その代理人を証する委任状（第4号様式）を添付しなければならない。

(標準様式)

第12条 この要綱に定める協議又は承諾（以下「協議等」という。）に係る各号の様式は、適切な協議等を担保するための標準様式として提示するものであり、当該様式以外の様式等を使用していた場合であっても、この要綱によりその様式を使用するとしている協議等に必要な事項が遺漏なく記載されている場合は、標準様式以外の様式等による協議等を行うことができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、基盤整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日要綱第137号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第111号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月17日要綱第156号）

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則（平成28年3月30日要綱第31号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月26日要綱第1号）

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

附 則（令和6年3月27日要綱第88号）

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の立川市細街路拡幅整備要綱第11条中「基盤整備担当部長」を「基盤整備部長」に改める改正規定は、同年4月1日から施行する。